#### 【差替え版】

・6/23送付版からの変更点を赤字表記しています。(P.16)

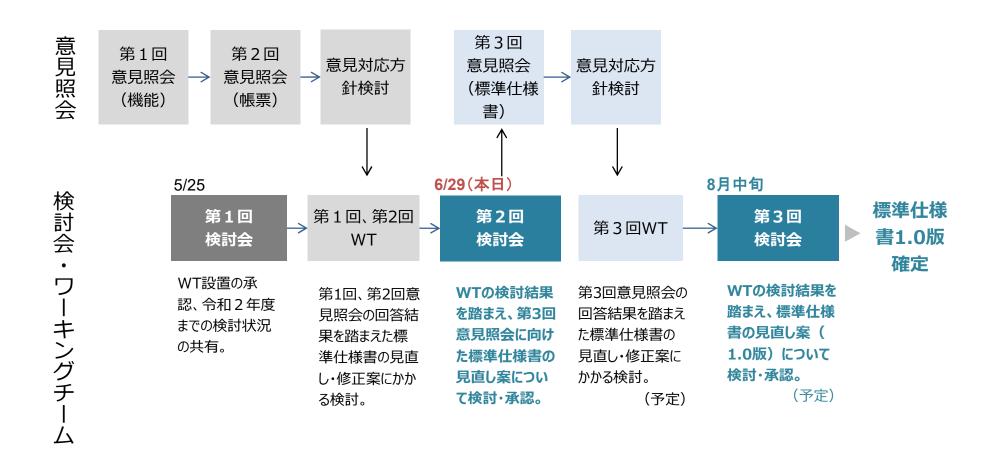
# 就学援助事務システム標準化検討会 (第2回)

# 自治体意見照会結果及び WT検討結果を踏まえた対応方針

文部科学省 初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム

#### 1.第2回就学援助事務システム標準化検討会の位置付け(再掲)

■ 第2回検討会では、第1回意見照会(機能要件)及び第2回意見照会(帳票要件)に対する自治体意見照会回答に対する対応 方針及びWTの検討結果をご報告し、対応方針の是非について協議いただくことを目的としています。



※標準仕様書作成にあたっては、APPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)に設置いただいた就学タスクフォースとも連携しながら議論を進める。

# 2.第1回全国意見照会サマリ 2.1.集計結果(意見の根拠)

- 第1回意見照会(機能要件)に対する自治体意見照会回答の分類結果は以下のとおりです。
- 意見の根拠別にみると、「自治体個別の条例・政策などへの対応」が最も多く、意見全体の3割弱を占めています。

根拠の分類	根拠の分類			
外部要因	政省令への対応	12		
	外部機関への対応	10		
	都道府県報告への対応	6		
	住民サービスへの影響	35		
内部要因	自治体個別の条例・政策などの対応	211		
	議会報告などへの対応	0		
	業務効率化 (運用上どういう懸念があるか具体的に記載されている)	91		
	業務精度の向上	100		
	システム上の理由	91		
	既存製品の実装と異なる(事業者)	0		
根拠不明確 (現行がそうな	っている、業務効率のためなど、意見の理由や根拠について具体的な記載がない)	61		
その他	上記以外の根拠	117		
	質問	24		
	意見照会のスコープ外	10		
合計		768		

# 2.第1回全国意見照会サマリ 2.2.集計結果(意見の分類)

■ 意見の分類別にみると、標準仕様書(案)に記載した条件・内容に追加する意見が最も多く、意見全体の5割弱を占めています。

意見の分類		
要件強化	オプション機能→実装すべき機能	21
	実装不可※1→実装すべき機能/オプション機能	1
	要件の新規追加	93
	条件・内容などの追加	352
要件緩和	実装すべき機能→オプション機能	121
	実装すべき機能/オプション機能→実装不可※1	17
	条件・内容などの削除	51
その他	112	
合計		768

<sup>※1</sup> これまでの検討にて標準仕様書への記載候補として挙がったものの、協議の結果記載不要と判断された機能。

### 2.3.標準仕様書(案)に対する主な意見と対応方針

■ 主要論点に対する主な意見と対応方針を記載します。

#### 1.申請受付

No.	論点	該当機能要件	意見概要	対応方針
1	学齢簿システムとの連携方法	• 1.1.1.就学世帯 管理	<ul> <li>※学齢簿システムとのデータ連携について、各自治体の既存の運用に基づく意見が多数寄せられた。</li> <li>・ 一括または個別に、日時を指定しバッチで連携できるのが望ましい。</li> <li>・ 連携時に、名寄せ処理の実施有無を選択できる仕様とするべきである。</li> </ul>	<ul> <li>常に最新の就学世帯情報を反映するために、学齢簿管理システムとの連携は、日次バッチで連携可能な仕様とする。</li> <li>学齢簿管理システムからデータを取得する想定のため、名寄せされている状態で就学援助システムにデータが取り込まれる。なお、就学援助システム側での名寄せ処理については自治体に追加確認を行い要件化の是非を検討。</li> </ul>
2	申請書の送付先	• 1.1.1.就学世帯 管理 • 1.1.4.申請書送 付対象者抽出	• 住民基本台帳上の住所以外の居所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できる仕様とするべきである。	DV等の特別事情により、住所地以外に居住する場合に対応するため、次の機能を実装すべき機能として要件化する。     住民基本台帳上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。(当初案では、DVはアラート機能を具備していた。)  【WT意見及び対応方針】     送付先が住民基本台帳、学齢簿上の住所と異なる場合のアラート機能が有用なため、反映する。
3	地区民生委員情 報の管理	• 1.2.1.申請情報管理	就学援助対象者の認定にあたり、地区民生委員の意見 を基に決定しているため、システム上で管理する必要がある。	標準仕様書案では備考欄を活用することで、管理する想定である。  【WT意見及び対応方針】     具体的にどのように地区民生委員の管理を実施しているか、意見元の自治体に詳細を確認した上で標準化方針を検討する。(※第3回意見照会までに要件化予定)
4	医療券の発行	• 1.1.3.健康診断 情報管理	• 医療券の発行については、健康診断情報を基に就学援助の対象者に限定して実施できる方針とする必要がある。	就学援助システムにおける健康診断情報の管理は就学援助対象者が対象となり、従って医療券を申請できる対象も就学援助対象者に限定される想定である。  【WT意見及び対応方針】     医療券の申請対象者は就学援助の対象者に限定しない方が望ましいとの意見が上げられたため、第3回意見照会の結果を踏まえて決定する。

### 2.3.標準仕様書(案)に対する主な意見と対応方針

### 2.審査-(1/2)

No.	論点	該当機能要件	意見概要	対応方針
1	準要保護の認定 基準の要件化	<ul> <li>2.1.1.認定基準 マスタ管理</li> <li>2.1.3.認定基準 額の自動算定</li> </ul>	次の計算式以外だけでなく、自治体独自の計算方法に対応できる仕様とするべきである。     認定基準額 = 【生活保護に準ずる基準額】の合計×【認定基準係数】+【その他の生活保護に準ずる基準額】の合計     〈独自の計算方法例〉     ①認定基準額を世帯の人数と持家・借家の区分によって設定している     ②年齢によって収入を0円とする場合や20歳未満は税法上の扶養の範囲内は収入を0円とするなど独自の規定がある	自治体に計算式の詳細を確認の上、現在の計算式で対応不能な場合は機能を追加し、全ての自治体の認定基準額計算に対応できる仕様とする。
2	準要保護の認定 基準改定への対 応の要件化	・ 2.1.2.認定基準 額マスタ管理	<ul> <li>認定基準額の算定に用いる金額は、自治体ごとに独自の項目を設定できることとし、かつ、世帯分類ごと、対象年度ごとに設定可能な仕様とするべきである。</li> <li>認定基準の係数について、世帯分類ごとに用いる値が異なるため、複数の値を保持できる仕様とするべきである。</li> </ul>	<ul> <li>自治体ごとに認定基準の算定に用いる項目が異なる想定から、【生活保護に準ずる基準額】について、任意の項目を設定できる方針とする。また、各項目の金額は、世帯分類(世帯人数、年齢、級地)ごと、対象年度ごとに設定可能な仕様とする。</li> <li>世帯分類ごとに認定基準額を設定できるようにするため、認定基準係数は複数の値を保持でき、世帯分類に応じて該当する値を選択した上で算定可能な仕様とする。</li> </ul>
3	所得の計算方法	<ul><li>2.2.1.所得情報 連携</li><li>2.2.4.所得情報 管理</li></ul>	総所得、収入額に加え、合計所得を自動算出対象とする。 また、算出された所得情報について、一定金額の減算を実施する必要がある。 <減算例> 税制改正の影響による申請者不利益を回避するため、給与所得・公的年金所得がある者については、10万円を減じた額で算出している。	自治体ごとに、認定基準額との比較に用いる所得が異なる想定から、総所得・合計所得・収入額について自動算出できる仕様とする。また、算出された所得情報について、一定金額の加算・減算による調整が可能な仕様とする。  【WT意見及び対応方針】  「一律で総所得から10万円控除する場合」等を考慮し、一括処理をオプション要件として定義。  所得額の調整方法について、配偶者控除や医療費控除等、様々な控除を用いることから、税システムから取得できる情報を自由に選択できる仕様とする。

### 2.3.標準仕様書(案)作成時の主要論点に対する意見と対応方針

### 2.審査-(2/2)

No.	論点	該当機能要件	意見概要	対応方針
4	就学奨励との併給の有無	• 2.4.4.就学奨励 との併給確認	・ 就学援助と就学奨励との併給申請時にアラートが表示される機能は、実装すべき機能とするべきである。	以下の理由から標準仕様書のスコープ外として定義する。     就学奨励事務が標準化事業17業務の対象外とされている。     パッケージによっては就学援助・就学奨励を一体のシステムとしており、全ての機能を定義することは困難。(※ベンダ間の差異も大きい)      スコープ外とすることで、ベンダが就学奨励との併給機能を実装し、自治体が利用することは妨げられない。
5	認定結果管理	• 2.5.9.認定結果管理	認定結果は、支給対象費目ごとに管理するのではなく、支 給対象者に紐づけて管理する必要がある。	<ul> <li>支給対象費目ごとの管理によってデータが重複するおそれがあるため、認定結果の管理は支給対象者に紐づけて管理できる仕様とする。</li> <li>【WT意見及び対応方針】</li> <li>認定日、認定期間の管理も必要なため、反映する。</li> <li>給食費や修学旅行費等、学校から支給情報を提供してもらう費目について、上限額や対象費目の齟齬が生じた場合の整合性チェックも求められるため、反映する。</li> </ul>

### 2.3.標準仕様書 (案) 作成時の主要論点に対する意見と対応方針

#### 4.支払

No.	論点		意見概要	対応方針
1	振込情報の閲覧 制限	• 4.1.1.振込口座管理	・ 学校で就学援助システムを利用して登録・支払業務を 行う場合に対応できる必要がある。	<ul> <li>各学校に権限付与を行うことで対応可能。</li> <li>【WT意見及び対応方針】</li> <li>学校で就学援助システムを利用して登録・支払業務を行う場合は、対象校以外の児童・生徒の参照制限が必要である。(権限設定で対応)</li> </ul>
2	年度を跨いだ差額 支給	• 2.4.3.新入学児童 生徒学用品費等の 入学前支給に係る 支給対象外設定	• 入学前支給実施後に、支給額が増額していた場合、その差額を支給できる仕様とする必要がある。	標準仕様書に反映する。 【WT意見及び対応方針】     差額支給については実施していない自治体も多いことから、 オプション要件とする。
3	他業務システムとの連携	• 4.2.3.実費支給情報の取り込み	<ul> <li>実費支給の費目について、支給データを給食費システム、学校徴収金システムと連携できる必要がある。</li> <li>学校ごとに認定者情報を格納したファイルをパスワード付で出力できる必要がある。</li> </ul>	<ul> <li>標準化対象の17業務以外との連携であり、かつ就学援助システムにて標準的に実装されるデータ項目を渡す要件のため、本検討のスコープ外とする。連携に必要な改修は受け手側のシステムにて実施する想定。</li> <li>【WT意見及び対応方針】</li> <li>パスワード付ファイルの出力機能を追加する。(ただし実現性についてはAPPLICタスクフォースに確認する。)</li> </ul>
4	転校時の支給額 計算	• 4.2.6.支給額設定	• 月の途中で転校した場合の支払額の扱いについては、 自治体によって異なるため、支払い額の自動登録は月 額とし、日割りは手入力とすることが望ましい。	転校時等の日割りの計算方法について、月額を総日数で除した値に在籍日数を乗じる計算方法を想定。 【WT意見及び対応方針】     「支給対象費目ごとに」日割、又は月額を選択して自動で登録できることとする。
5	返納·追給対象者 の抽出条件	• 4.4.1.返納·追給 対象者抽出	• 返納、追及については理由によらず対象者を抽出し、 確認できる方が望ましい。	抽出条件についてWTで確認する。 【WT意見及び対応方針】     実費支給額の誤りによる返納または追給を可能な形で対象者を抽出できるようにする。

### 2.3.標準仕様書(案)に対する主な意見と対応方針

### ※その他

No.	論点	該当機能要件	意見概要	対応方針
1	転出先自治体連 絡票(新入学児 童生徒学用品費 支給済み通知) 作成	• 6.1.3.支給済み 連絡票作成	• 転入先の自治体から入学前支給以外の支給実績の問合せもあるため、連絡票の出力は、オプション機能とすべきである。	連絡票には支給実績の情報(支給済費目:費目名、 支給額、支給年月日)も記載され、全国の自治体で必 要と想定されるため、実装すべき機能のままとする。
2	マイナンバー制度への対応	<ul><li>7.8.2.マイナンバー連携</li></ul>	<ul><li>次の理由から、マイナンバーを用いた他業務システムとの連携はオプション機能とするべきである。</li><li>①マイナンバーの利用を条例に定めていない</li><li>②データ標準レイアウトの変更や制度改正によるシステム改修費用や適用作業などを懸念</li></ul>	申請の効率化が見込めるため、実装すべき機能のままとする。マイナンバー利用を条例で定めていない自治体についても、標準仕様書への定義を契機として条例制定を促すことが可能と想定される。
3	その他(利便性 の高い機能)	-	<ul> <li>※作業効率向上に資する機能の追加要望が寄せられた。</li> <li>(以下、抜粋)</li> <li>・ 兄弟姉妹の口座情報を複写登録できた方が良い。</li> <li>・ 入学前支給を受給済みの可能性がある場合、アラート表示だけでなく、対象者を一覧としても出力できた方が良い。</li> <li>・ 同一世帯で認定結果及び認定区分に差異のある申請者をチェックリストとして一括で抽出し、加工可能な形式でデータ出力できた方が良い。</li> </ul>	業務上必須ではないが利便性の高い機能については、ベン ダの実装状況等を調査した上で、標準仕様書への反映要 否を検討する。

# 3.第2回全国意見照会サマリ 3.1.集計結果(意見の根拠)

- 第2回意見照会(帳票要件)に対する自治体意見照会回答の分類結果は以下のとおりです。
- 意見の根拠別にみると、「業務効率化」が最も多く、意見全体の2割強を占めています。(その他を除く)

根拠の分類		意見数(件)
外部要因	政省令への対応	4
	外部機関への対応	2
	都道府県報告への対応	0
	住民サービスへの影響	88
内部要因	自治体個別の条例・政策などの対応	31
	議会報告などへの対応	7
	業務効率化 (運用上どういう懸念があるか具体的に記載されている)	251
	業務精度の向上	71
	システム上の理由	39
	既存製品の実装と異なる(事業者)	1
根拠不明確 (現行がそうな	っている等、意見の理由や根拠について具体的な記載がない)	42
その他	上記以外の根拠	271
	質問	204
	意見照会のスコープ外	33
合計		1044

# 3.第2回全国意見照会サマリ 3.2.集計結果(意見の分類)

■ 意見の分類別にみると、標準仕様書(案)に記載した条件・内容に追加する意見が最も多く、意見全体の3割強を占めています。

意見の分類	意見数(件)	
要件強化	オプション帳票→実装すべき帳票	0
	実装不可※1→実装すべき帳票	3
	要件の新規追加	123
	条件・内容などの追加	384
要件緩和	実装すべき帳票→オプション帳票	0
	実装すべき帳票/オプション機能→実装不可※1	9
	条件・内容などの削除	96
その他	429	
合計		1044

<sup>※1</sup> これまでの検討にて標準仕様書への記載候補として挙がったものの、協議の結果記載不要と判断された帳票。

### 3.3.標準仕様書(案)に対する主な意見と対応方針

■ 主要論点に対する主な意見と対応方針を記載します。

### 1.認定·否認定通知書関係-(1/3)

No.	論点	該当帳票要件	意見概要	対応方針
1	通知書等の要件 化方針	<ul><li>標準帳票要件 No.8 就学援助費認定通知書</li><li>標準帳票要件 No.9 就学援助費否認定通知書</li></ul>	認定・否認定通知以外の保護者向け通知(No.7 就学援助費保留通知書、No.11 就学援助費認定取消通知、No.16 口座振込通知書(保護者向け))についても、住民にとっての視認性向上のため、レイアウトまで標準化すべきである。	通知書については様式を統一することで住民にとってメリットがあるため、レイアウト標準化の対象とする。認定通知/否認定通知のレイアウト標準化については、自治体への事前調査の結果を踏まえ、別々の様式として定義する。 ※就学予定者(入学準備)宛の認定通知については、就学予定者(入学準備)向け帳票を参照。  【WT意見及び対応方針】      自治体によって世帯単位の通知、個人単位の通知と運用が分かれており、自治体ごとに選択できることが望ましい。(ベンダPKGの対応度を確認して可能な限り柔軟な運用ができるように仕様化)
2	通知書における認 定期間/	• 標準帳票要件 No. 8 就学援助費認定通知 書	基本的に認定は年度単位であるが、年度当初・月次に関わらず、認定期間(特に開始日)が異なるケースは少なくない。 業務の負担・ミス防止の観点から考えても「認定期間」の印字は必要である。	認定期間はWTにて検討する。     専決者役職・氏名について、人事異動等が発生する等担当者名を住民に開示するメリットは少ないと想定し、標準項目対象外とする。  【WT意見及び対応方針】     認定期間については、認定通知書に記載できる仕様とする。(① 所得以外の理由により認定する場合、年度途中までの認定となる場合②年度明けの4月~6月の所得情報を前年度を参照している前提で期間を設定し認定といった運用自治体を考慮。)
3	教示文	• 標準帳票要件 No.9 就学援助費否認定通 知書	• 通知書等の教示文案について柔軟な運用ができるようにして ほしい。	<ul> <li>対象帳票は「No.7 就学援助費保留通知書」、「No.8 就学援助費認定通知書」、「No.9 就学援助費否認定通知書」、「No.11 就学援助費認定取消通知」</li> <li>【WT意見及び対応方針】</li> <li>教示文は標準項目とし自治体にて表示・非表示を選択可能な仕様とする。</li> </ul>
4	備考の記載内容	<ul><li>標準帳票印字項目全 対象帳票_共通項目一 覧シート</li></ul>		帳票ごとに備考欄を設け、自治体ごとに固定文言を自由に設定できる仕様とする。(第2回意見照会資料から変更なし)  【WT意見及び対応方針】     特定の申請者への連絡事項を備考に含められるとよい。(ただし、PKGシステムで実現可能かベンダの意見を確認する。)

### 3.3.標準仕様書(案)に対する主な意見と対応方針

### 1.認定·否認定通知書関係-(2/3)

No.	論点	該当帳票要件	意見概要	対応方針
5	支給予定通知書(保護者向け・学校向け)の要件化	• _	<ul> <li>事前に保護者等に通知することはサービス向上となるため、支払情報(時期、金額)を通知するための帳票が必要である。</li> <li>口座振込通知書は口座振込前の通知で、現金払い含めた金額決定の通知を行う通知書がない。</li> <li>教育委員会と学校間で、支給額の照会及び交付決定内容を通知する必要があるため、児童生徒への支払内容について学校へ通知するための一覧(各支給日ごとに、支給する内容を児童生徒・費目別・振込先別に出力)が必要である。</li> </ul>	7 37 37 37
6	兄弟姉妹分の各 種通知書の出力	<ul> <li>No.7 就学援助費保留通知書</li> <li>No.8 就学援助費認定通知書</li> <li>No.9 就学援助費否認定通知書</li> <li>No.16 口座振込通知書(保護者向け)</li> </ul>	• 通知一枚に対して児童生徒一名の記載では、送付する際の 仕分け作業や封入作業に時間がかかる。また、申請書につい ても児童生徒一人あたり一枚提出してもらうわけではないの で、保護者宛通知は一枚で収まるように通知するのが望まし いと考える。	<ul> <li>判定を受けた兄弟姉妹全員の氏名が記載されるように印字項目を追加し、世帯ごとの出力が可能になるように明記する。</li> <li>【WT意見及び対応方針】</li> <li>世帯ごとに出力する様式や管理を標準とし、個人単位でも出力できる仕様が望ましい。ただし、機能要件との整合性や実現性については。(ベンダPKGの対応度を確認して可能な限り柔軟な運用ができるように仕様化)</li> </ul>
7	はがき出力・窓あ き封筒	No.8 就学援助費認定通知書     No.9 就学援助費否認定通知書     No.16 口座振込通知書(保護者向け)	• 当自治体の令和2年度就学援助認定件数は3,987件。 現在は圧着はがきを通知書とし、メールシーラーを使用することで職員の封入作業の軽減ができていることから、はがき形式でも出力できることが望ましい。	<ul> <li>参考としてレイアウトを定義する。</li> <li>※運用している構成員・ベンダより帳票サンプルを受領しレイアウトを策定する。</li> <li>【WT意見及び対応方針】</li> <li>プリンタによっても出力位置がずれる可能性があることから、導入ベンダと自治体側で調整できる余地を残す。</li> </ul>
8	申請番号/認定番 号の追加	・ 各保護者向け通知書	<ul> <li>印字項目大分類に「認定番号」を追加する。電話照会時等に該当者の検索をスムーズに行うことで、相手の待ち時間等を減らすことができる。</li> <li>就学援助費の申請番号等の一意で管理する項目を印字対象としたい。</li> <li>「整理番号」を印字項目の対象とする。通知書を各世帯へ発送する作業や各種問い合わせへの対応のために、整理番号が印字されていることが好ましい。</li> </ul>	自治体の運用を考慮して、要件に反映する。(「整理番号」「申請番号」「認定番号」と名称に表記揺れがあるため、統一する。)  【WT意見及び対応方針】     申請時の申請番号→認定番号とする。認定番号は学校番号及び世帯番号と紐づけて管理できるよう仕様化する。

### 3.3.標準仕様書(案)に対する主な意見と対応方針

### 1.認定·否認定通知書関係-(3/3)

No.	論点	該当帳票要件	意見概要	対応方針
9	保護者名の記載 場所	<ul><li>各保護者向け通知書</li></ul>	<ul><li>保護者名は通知書に印字せず、「〇〇〇〇保護者様」という宛名にする。</li><li>宛名に保護者名が表示されることから、当該欄は不要である。</li><li>保護者名は申請者であり送付先のため、児童生徒名の後に再表示は不要である。</li></ul>	<ul><li>保護者名、児童生徒名のどちらを印字するかWTにて検討する。</li><li>【WT意見及び対応方針】</li><li>申請者名(保護者名)は宛名に表記する。</li></ul>
10	性別欄削除	<ul><li>各保護者向け通知書</li></ul>	<ul><li>不必要な個人情報は掲載する必要がないため。</li><li>性的マイノリティの配慮より性別欄は印字しない方針。</li></ul>	昨今の業務では性別の表記をしない運用が増えているため、自治体によって表示/非表示を決定できる仕様とする。
11	口座情報の記載	• No.8 就学援助費認定 通知書	• 認定結果通知書に「金融機関・振込先」を印字することにより、保護者が振込先がわからなくなってしまうことを防ぐ。	<ul> <li>フローを変更して項目を追加するか、フローに合わせて業務を見直すかが論点となる。</li> <li>口座振込書の発送を行っていない自治体の負担軽減のため、任意項目としての追加を検討する。</li> </ul>
12	その他意見	• 標準帳票要件 No. 8 就学援助費認定通知 書	<ul> <li>認定期間を標準項目もしくは自治体の判断で表示可能と出来ることが望ましい。</li> <li>学校長宛の要否結果通知(学校毎の児童生徒名簿)が必要である。</li> <li>メールアドレスの印字が必要である。</li> <li>通知一枚に対して児童生徒一名の記載では、送付する際の仕分け作業や封入作業に時間がかかるため、保護者宛通知は一枚で収まるように通知するのが望ましい。</li> </ul>	• 意見のとおり、住民サービス向上に資すると想定されるため、反映 する。

# 3.3.標準仕様書(案)に対する主な意見と対応方針

### 2.その他通知

No.	論点	該当帳票要件	意見概要	対応方針
1	保留理由/否認定 理由/認定取消理 由の自治体設定	<ul> <li>No.7 就学援助費保留通知書</li> <li>No.9 就学援助費否認定通知書</li> <li>No.11 就学援助費認定取消通知</li> </ul>	<ul> <li>保留理由の記載にあたっては、複数パターンを自治体で設定できるようにしてほしい。その上で、理由詳細を自由入力ができるようにし、文字数を極力増やしてほしい。</li> <li>否認定理由の文章について、複数パターンを自治体で設定できるようにしてほしい。</li> <li>認定取消理由の文章について、複数パターンを自治体で設定できるようにしてほしい。</li> </ul>	・ 認定理由と同様に、自治体で自由に設定ができるようマスタ管理として設定する。(自治体の記載が自由に変更できるよう検討する。)
2	転出先自治体連 絡票(新入学児 童生徒学用品費 支給済み通知)	・ 標準帳票要件 No.30 転出先自治体連絡票 (新入学児童生徒学 用品費支給済み通 知)	• 標準レイアウトを定義してほしい。	<ul> <li>外部向け帳票ではなく、将来的にはマイナンバー連携による情報取得・提供を想定していること、また運用が業務上必須ではないため利用する自治体が少ないと想定されることから、連絡票は分類2のままとする。</li> <li>転出先または転入元自治体どちらが照会を実施するのか、標準業務フローにおいて定義するかどうかについて、第2回意見照会では特段の意見が寄せられなかったため、現行案(転入元自治体が転出先自治体に連絡票を送付)のとおりとする。</li> </ul>
3	返還(返納)請 求通知書の要件 化	• _	・ 保護者に返納するように通知する際に必要。就学援助費の返還に関するデータをシステム管理しており、返還通知書を印刷できると事務効率が向上する。	・ 複数自治体から要望があり、他自治体でも返還(返納)時の 通知書の運用はあると想定される。一方で、定常的に使用され る帳票ではなく、年間の処理件数が少ないと思われるため、標 準帳票として要件化せず、システム外の出力の方針とする。 ※返還(返納)は件数が少ないと想定されること、R2年度調 査でベンダが標準帳票として保有していなかったことを踏まえ、標 準帳票に含めていない。

# 3.3.標準仕様書(案)に対する主な意見と対応方針

### 3.医療券

No.	論点	該当帳票要件	意見概要	対応方針
1	医療券の標準帳 票対象範囲	<ul><li>標準帳票要件、標準 帳票印字項目No.17 ~19各医療券(17~ 19医療券項目一覧シ ート含む)</li></ul>	(印字項目) ・ レセプトの表記に合わせた方が、薬局は記入しやすい。 (帳票統合) ・ 医科、歯科、調剤全てが一枚で請求できる様式を追加してほしい。	<ul> <li>レセプトに合わせる、レセプト併用とし、項目は自治体運用を踏まえて再検討する。(第3回意見照会までに実施。)</li> <li>医療券の種別は、R2年度調査結果からベンダの実装状況を再確認し、検討する。</li> <li>【WT意見及び対応方針】</li> <li>医療券についてはWT構成員の団体では使用頻度が非常に低いものの、現に使用している自治体を考慮し要件としては残す必要がある。ただし、利用頻度を鑑みると標準化するメリットが限定的なため、レイアウトは定義しない。</li> </ul>
2	医療券の印字項 目の再検討および 帳票統合	• No.17 医療券(医科) • No.18 医療券(歯科) • No.19 医療券(調剤)	<ul><li>(印字項目)</li><li>レセプトの表記に合わせた方が、薬局は記入しやすい。 (帳票統合)</li><li>医科、歯科、調剤全てが一枚で請求できる様式を追加してほしい。</li></ul>	<ul><li>レセプトに合わせる、レセプト併用とし、項目は自治体運用を踏まえて再検討する。(第3回意見照会までに実施。)</li><li>医療券の種別は、R2年度調査結果からベンダの実装状況を再確認し、検討する。</li></ul>

# 3.3.標準仕様書(案)に対する主な意見と対応方針

### ※その他

No.	論点	該当帳票要件	意見概要	対応方針
1	統計帳票の要件 化方針	• _	自治体意見ではないものの、毎年様式変更があるため、印字項目の追加/削除が発生する点を考慮する必要がある。     (No.25 就学援助対象者集計表(認定区分/認定理由別))	・ <u>印字項目を自治体が自由に設定できるように、EUC機能を活用する。(抽出条件を定義する。)</u>
			・各種統計のため、学年別・学校別での小計が必要。 (EUCによる代案を検討)	
2	申請書の出力の要件化方針	• _	全ての児童・生徒に申請書を送付し、就学援助希望の有無 を管理しているため、申請書出力機能を追加してほしい。	<ul> <li>申請書は自治体によって運用が異なり、以下の理由から標準仕様書のスコープ外として定義する。</li> <li>① 申請書は準要保護に係る自治体裁量部分の説明書き等が多岐に渡っているため、システム帳票とすると教育委員会・学校への影響が甚大</li> <li>② 一方で大規模自治体では申請書に宛名印字し、システム出力しているケースも見られるが、対象者一覧をEUCで抽出し印刷対応(差し込み印刷や外部委託など)することで対応可能</li> <li>・ 記載項目そのものは、今後の手続きオンライン化検討(IT室で行うデータ項目検討)の結果を踏まえ、オンライン申請に必要となるデータ項目を標準化する。</li> </ul>
3	世帯票の利用者	• 標準帳票要件 No.2 就学援助費申請者世 帯票(世帯情報、所得 情報、税情報 等)	<ul><li>税情報の連携後に活用する帳票ではないか。</li><li>世帯情報の中に続柄を記載し、当該世帯に被扶養者がいる場合、扶養区分を記載する必要がある。また、審査時の確認のため、国民年金免除世帯・児童扶養手当受給世帯の情報が必要である。</li></ul>	• 民生委員が利用している団体においても、世帯情報を参照可能であれば必ずしも印字項目・レイアウト指定までは必須ではないと考え、帳票概要のみ定義する。